第四十九条第一項中「、生活衛生・食品安全部に置くもののほか」を削り、「六課」を「十一課」に、「安全対策課」を「医薬安全対策課」に、「血液対策課」を「血液対策課
生活衛生・食品安全企画課
食品基準審査課
食品監視安全課
生活衛生課
水道課
」に改め、同条第二項を削る。

第五十条第四号中「所掌事務」の下に「（第六条第十六号から第三十二号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第五十三条（見出しを含む。）中「安全対策課」を「医薬安全対策課」に改める。

第五十六条（見出しを含む。）中「企画情報課」を「生活衛生・食品安全企画課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　食品の安全性の確保（食品衛生に係るものに限る。）並びに生活衛生の向上及び増進（健康局の所掌に属するものを除く。）に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

第五十六条第七号中「生活衛生・食品安全部の所掌事務」を「食品の安全性の確保に関する事務（食品衛生に係るものに限る。）」に改める。

第五十七条（見出しを含む。）中「基準審査課」を「食品基準審査課」に改め、同条第三号中「監視安全課」を「食品監視安全課」に改める。

第五十八条（見出しを含む。）中「監視安全課」を「食品監視安全課」に改め、同条第四号中「企画情報課」を「生活衛生・食品安全企画課」に改め、同条第五号及び第七号中「基準審査課」を「食品基準審査課」に改める。

第五十八条の二第七号中「及び他課」を「並びに食品監視安全課及び水道課」に改める。

第五十九条第一項中「十課」を「九課」に改め、「勤労者生活課」を削る。

第六十一条第一号中「雇用均等・児童家庭局」を「雇用環境・均等局」に改め、同条第二号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、「監督に関すること」の下に「並びに雇用環境・均等局の所掌に属するもの」を加え、同条第三号中「賃金体系に関すること」の下に「及び雇用環境・均等局の所掌に属するもの」を加える。

第六十二条第二号中「雇用均等・児童家庭局」を「雇用環境・均等局」に改める。

第六十二条の二第一号中「こと」の下に「（雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「監督に関すること」の下に「並びに雇用環境・均等局の所掌に属するもの」を加え、同条第五号を次のように改める。

五　個別労働関係紛争の当事者に対する自主的な紛争解決の取組への支援に関すること及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二十条第二項の規定による情報の提供その他の必要な措置に関すること。

第六十三条第一号ロを次のように改める。

ロ　石綿による健康被害の救済に関すること。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

第七十三条第一項中「派遣・有期労働対策部及び」を削り、「三課」を「五課」に、「雇用保険課」を「需給調整事業課
外国人雇用対策課」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「三課」を「四課」に、「障害者雇用対策課」を「障害者雇用対策課
地域雇用対策課」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十四条第二号中「派遣・有期労働対策部」を「人材開発統括官」に改め、「並びに」の下に「外国人雇用対策課及び」を加える。

第七十五条第二号中「派遣・有期労働対策部及び」を削り、「雇用開発部」の下に「及び外国人雇用対策課」を加える。

第七十八条及び第七十九条を削る。

第八十条第一号中「港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課」を「人材開発統括官及び雇用開発部」に改め、同条第二号中「一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）」を「請負労働者」に改め、同条第四号中「及び企画課の所掌に属するもの」を削り、同条を第七十八条とする。

第八十一条第一号中「求人及び求職の結合に係る調整に関すること」を「労働市場センター業務室の所掌に属するもの」に改め、同条第三号中「第八条第二項第四号」を「第八条第一項第十号」に改め、同条を第七十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（労働市場センター業務室の所掌事務）

第八十条　労働市場センター業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　求人及び求職の結合に係る調整を行うこと。

二　労働市場に関する情報の収集及び連絡を行うこと。

三　雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録の作成を行うこと。

四　職業安定局の所掌事務に関する電子計算組織に関すること。

第八十二条第二号を削り、同条第三号中「派遣・有期労働対策部及び雇用政策課」を「人材開発統括官並びに雇用政策課及び地域雇用対策課」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「派遣・有期労働対策部」を「派遣労働者及び請負労働者に係るもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）並びに外国人の雇用に関する事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関すること並びに人材開発統括官」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第八十一条とする。

第八十三条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第三号」に改め、同条を第八十四条とし、第一章第二節第三款第六目中同条の次に次の一条を加える。

（地域雇用対策課の所掌事務）

第八十四条　地域雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（人材開発統括官及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　雇用機会が不足している地域における雇用機会の確保に関すること（農山村に係るものを除く。）。

三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援護措置に関すること。

第一章第二節第三款第八目の目名を次のように改める。

第八目　子ども家庭局

第九十三条を削る。

第九十二条第一号中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十四号までを削り、第十五号を第三号とし、第十六号から第十八号までを十二号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、同条第二十号中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改め、同号を同条第七号とし、同条を第九十三条とする。